

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

一

告 示

○生活保護法による指定介護機関の指定

(社会福祉課)

二

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

三

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

三

○道路の供用開始

(同)

三

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(道路課)

四

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

(教育庁高校教育課)

六

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

(一〇)

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第九項総務部の分掌事務の項第二十四号及び第二十五号中「(登米地域事務所に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、令和元年九月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第十九号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一総務部長の私学・公益法人課に係る専決事項の項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第十五条及び附則第二条の規定による確認大学等の確認の取消し及び公表(高等看護学校及び農業大学校に係るものを除く。)

別表第一私学・公益法人課長の専決事項の項に次の一号を加える。

三 大学等における修学の支援に関する法律の施行に関する次のこと(高等看護学校及び農業大学校に係るものを除く。)

イ 確認要件を満たしていることの確認、通知及び公表(第七条、附則第二条、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第六号)第七条、附則第二条)

ロ 確認要件を満たさなくなった場合等の届出の受理及び公表(第九条、附則第二条)

ハ 報告の徴収、帳簿書類等の提出及び提示の命令並びに出頭要求並びに質問及び立入検査(第十三条、附則第二条)

別表第一保健福祉部長の医療人材対策室に係る専決事項の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 大学等における修学の支援に関する法律第十五条及び附則第二条の規定による確認大学等の確認の取消し及び公表(高等看護学校に係るものに限る。)

別表第一医療人材対策室長の専決事項の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 大学等における修学の支援に関する法律の施行に関する次のこと（高等看護学校に係るものに限る。）。

イ 確認要件を満たしていることの確認、通知及び公表（第七条、附則第二条、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第七条、附則第二条）

ロ 確認要件を満たさなくなつた場合等の届出の受理及び公表（第九条、附則第二条）

ハ 報告の徴収、帳簿書類等の提出及び提示の命令並びに出頭の要求並びに質問及び立入検査（第十三条、附則第二条）

別表第一農政部長の農業振興課に係る専決事項の項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 大学等における修学の支援に関する法律第十五条及び附則第二条の規定による確認大学等の確認の取消し及び公表（農業大学校に係るものに限る。）

別表第一農業振興課長の専決事項の項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 大学等における修学の支援に関する法律の施行に関する次のこと（農業大学校に係るものに限る。）。

イ 確認要件を満たしていることの確認、通知及び公表（第七条、附則第二条、大学等における修学の支援に関する法律施行規則第七条、附則第二条）

ロ 確認要件を満たさなくなつた場合等の届出の受理及び公表（第九条、附則第二条）

ハ 報告の徴収、帳簿書類等の提出及び提示の命令並びに出頭の要求並びに質問及び立入検査（第十三条、附則第二条）

附 則

この訓令は、令和元年九月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問リハビリテーション

事業所の名称 介護老人保健施設高森ロマンホーム	事業所の所在地 栗原市築館下高森百二十四番地の一	申請者の名称 医療法人社団畑山医院	申請者の所在地 栗原市築館伊豆四丁目三番四十号	指定年月日 令和元年五月一日
----------------------------	-----------------------------	----------------------	----------------------------	-------------------

二 介護予防短期入所生活介護

事業所の名称 特別養護老人ホームみやま荘	事業所の所在地 亶理郡山元町高瀬字合戦原百十一番地の十一	申請者の名称 社会福祉法人静和会	申請者の所在地 亶理郡山元町高瀬字合戦原百十一番地の十一	指定年月日 令和元年六月一日
-------------------------	---------------------------------	---------------------	---------------------------------	-------------------

○宮城県告示第七百二十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九九五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名 中埜西部	事業の名称 農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）	工事完了年月日 令和元年五月二十八日
-------------	--------------------------------	-----------------------

○宮城県告示第七百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南築館線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	-----------------

○宮城県告示第七百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	-----------------

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	-----------------

○宮城県告示第七百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 赤沼松島線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	-----------------

○宮城県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	-----------------

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	変更の敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	--------------------	-----------------

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和元年八月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	栗原市伊豆三丁目三番一七地先から 同市築館伊豆三丁目二六番五地先まで	令和元年 八月三十日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 千三百五トン

(二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百七十六トン

(三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 七十二キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和二年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以

下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ令和元年九月十九日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム(以下「システム」という。)の利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八三一〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号

宮城県仙台土木事務所総務部経理班(担当 木幡 展章 電話〇二二二九七七一四一一二)

3 入札説明書の交付期限

令和元年九月十七日(火)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和元年九月十三日(金)正午まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和元年九月三十日(月)午後五時までに必要書類を

作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年九月三十日(月)午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに應じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年十月十六日(水)午前九時から令和元年十月十七日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

(1) 日時 令和元年十月十七日(木)午後五時まで

(2) 場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、二重封筒とする。入札書を中封筒に入れ、入札者の法人名・開札日及び入札に係る調達物品の名称を記載し配達証明付書留郵便にて(1)の日時までに到達するように提出すること。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和元年十月十八日(金)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時十分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

(三) 一の1の(三)の購入物品 午前十時二十分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に關する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の(一)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2020.

3 Place of Delivery : Within Sendai civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Thursday, October 17, 2019, 5:00 p.m.

5 Contact Person : Nobuaki Kowata, Accounting Group, Sendai civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 saizwaicho, miyagino-ku, Sendai, Miyagi, 983-0836 Japan. Tel: 022-297-4112

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

塩竈市新富町百三十番十二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

塩竈市中の島三番十号
株式会社マルハラホーム

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借(二迫商業高等学校)一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

4 設置場所 宮城県一迫商業高等学校

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同規模程度の機器賃貸借及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和元年九月十三日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二一二一一三六三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年九月六日（金）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年九月十三日（金）から令和元年九月二十六日（木）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年九月二十六日（木）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年十月三日（木）午前九時から令和元年十月十日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年十月十日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること

と。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和元年十月十一日(金)午前九時三十分 宮城県行政庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems in Miyagi Prefectural High Schools (one set)
- 2 Duration of Contract : January 1, 2020 to December 31, 2024
- 3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Ichihiasama Commercial High School
- 4 Deadline for Bid : Oct 10, 2019 (Thu), 5 : 00 pm.
- 5 Contact Information : Masatoshi Kimura, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel: 022-211-3623
- 6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年八月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織賃借(気仙沼向洋高等学校)一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 賃借借期間 令和二年一月一日から令和六年十二月三十一日まで
 - 4 設置場所 宮城県気仙沼向洋高等学校
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に国又は地方公共団体等と、本調達と同規模程度の機器賃貸及び保守契約を締結し、二回以上履行した実績（複数年契約しているものにあつては、履行開始から十二月以上経過しているものを含む。）を有すること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和元年九月十三日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課管理運営班（電話〇二二―二二―一三六三三）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和元年九月六日（金）まで前記の問い合わせ先に申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年九月十三日（金）から令和元年九月二十六日（木）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和元年九月二十六日（木）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和元年十月三日(木) 午前九時から令和元年十月十日(木) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和元年十月十日(木) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 令和元年十月十一日(金) 午前九時五十分 宮城県庁舎十六階 高校教育課内

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、一月当たりの賃借料に賃借期間月数を乗じた金額とすること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service(s) to be Procured : Lease of electronic computer systems in Miyagi Prefectural High Schools (one set)

2 Duration of Contract : January 1, 2020 to December 31, 2024

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Kesennuma Koyo High School

4 Deadline for Bid : Oct 10, 2019 (Thu), 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Masatoshi Kimura, Upper Secondary Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan, Tel: 022-211-3623

6 Language and Currency Used in Contact Procedures : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和元年八月三十日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日時 令和元年九月五日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 教育功績者表彰について

第二号議案 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六一）